

(要領第5-1関係)

年 月 日

青森県指定事務所登録機関 殿
一般社団法人 青森県建築士事務所協会

届出者	住 所	〒
	電話番号	
	氏 名	
		印

建築士事務所	種 別	一級 ・ 二級 ・ 木造
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	
	名 称	

建築士事務所廃業等届

このたび、建築士法第23条の3第1項の規定により建築士事務所について登録を受けた者（「建築士事務所の開設者」という。）が、下記に該当することとなったので、同法第23条の7の規定により届け出ます。

記

- ☐ 1 建築士事務所の開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止した
- ☐ 2 建築士事務所の開設者が死亡した
- ☐ 3 建築士事務所の開設者が破産手続開始の決定を受けた
- ☐ 4 法人が合併により解散した
- ☐ 5 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散した

- (注) 1 上記の該当欄の□にレを記入すること。
- 2 届出者は次のとおりとする。
- (1) 上記の1に該当する場合 建築士事務所の開設者であった者
 - (2) 上記の2に該当する場合 建築士事務所の開設者であった者の相続人
 - (3) 上記の3に該当する場合 建築士事務所の開設者の破産管財人
 - (4) 上記の4に該当する場合 法人を代表する役員であった者
 - (5) 上記の5に該当する場合 法人の清算人

添付書類

建築士法第23条の3第2項に規定する通知